

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 キンライサー  
 住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  
 代表者氏名 フリガナ モリタカノブ 代表取締役 森 崇伸  
 電話番号 03-5157-2400  
 FAX番号 042-518-9669  
 メールアドレス [maie.j@kinliser.co.jp](mailto:maie.j@kinliser.co.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	磯城郡 水道企業団企業長	✓
18	高取町 水道事業管理者	✓
19	明日香村 水道事業管理者	✓
20	上牧町 水道事業管理者	✓
21	王寺町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
23	河合町 水道事業管理者	✓
24	吉野町 水道事業管理者	✓
25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 キンライサー

住 所 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

代表者氏名 代表取締役 森 崇伸

電話番号 03-5157-2400

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
モリ タカノブ 代表取締役 森 崇伸	トウドウ カヨ 監査役 東道 佳代
タグチ マサヒロ 取締役 田口 昌宏	サトウ ユウイチ 監査役 佐藤 裕一
サトウ コウジ 取締役 佐藤 公治	ウケガワ マサハル 監査役 諸川 雅春
事業の範囲	管工事業 他 別紙のとおり
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) キンライサー
上記事業所の所在地	<p>〒105-0001        住所 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号        電話番号 03-5157-2400        FAX番号 042-518-9669        メールアドレス maie_j@kinliser.co.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
鈴木 忠男	第60010号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

【別紙】

## 株式会社キンライサー 事業の範囲

1. 管工事業
2. 電気工事業
3. 内装仕上工事業
4. 土木建築請負設計施工
5. とび・土工工事業及び石工事業
6. 給配水衛生設備管工事業及び水道施設工事業
7. ほ装工事業
8. しゅんせつ工事業
9. 建物、構築物の増改築及び住宅リフォーム
10. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介並びにコンサルティング業
11. 住宅設備機器及びリビング用品の設計、制作、施工、卸、販売及び輸出入
12. OA機器・事務用機器・事務用品の販売、輸出入、リース、メンテナンス及び導入  
コンサルティング事業
13. 水産物、農作物の加工、販売及び輸出入
14. フランチャイズチェーンシステムによるライセンス業務
15. 債権の売買、売買の媒介、取次及びこれらの代理に係る業務
16. 総合リース業
17. 法人・個人の信用調査及び信用保証業務
18. 貨物運送取扱事業
19. 配送センターの管理運営業務
20. 有価証券の投資、売買、保有及び運用
21. ガス・電気小売事業の取次店業務
22. 前各号に附帯する一切の事業

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	ホーザン K-128	1	
	パイプカッター	新潟精機 P C - M (4~28mm用)	1	
	エンジンカッター	マキタ E K 7 6 5 0 H (刃物外径305mm)	1	
管の加工用の機械器具	チューブベンダー	F U S O F S - 5 1 0 A - 3 1/2インチ	1	
	組ヤスリ	T R U S C O THI005-01-P 荒目	1	
	パイプねじ切り器	R E X 工業 S 4 0 A Z	1	
接合用の機械器具	トーチランプ	サカエ富士 B T - 2 0 S P ガスボンベ式	1	
	モーターレンチ	スーパーツール M F 2 3 0 0~60mm	1	
	コーナーレンチ (パイプレンチ)	M C C C W A L A D 3 5 21~51mm	1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	キヨーワ T-508 (手動式)	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 キンライサー

住 所 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

代表取締役

代表者氏名 森 崇伸

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  
株式会社キンライサー

会社法人等番号	1209-01-013139	
商 号	株式会社キンライサー	
本 店	<u>東京都港区虎ノ門一丁目3番1号東京虎ノ門グローバルスクエア8階</u>	
	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	令和 2年 8月 8日移転
		令和 2年 8月 24日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	平成16年1月15日	
目的	1. 管工事業 <u>2. 電気工事業</u> <u>3. 内装仕上工事業</u> <u>4. 土木建築請負設計施工</u> <u>5. とび・土工工事業及び石工事業</u> <u>6. 給配水衛生設備管工事業及び水道施設工事業</u> <u>7. ほ装工事業</u> <u>8. しゅんせつ工事業</u> <u>9. 建物、構築物の増改築及び住宅リフォーム</u> <u>10. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介並びにコンサルティング業</u> <u>11. 住宅設備機器及びリビング用品の設計、制作、施工、卸、販売及び輸出入</u> <u>12. OA機器・事務用機器・事務用品の販売、輸出入、リース、メンテナンス及び導入コンサルティング事業</u> <u>13. 水産物、農作物の加工、販売及び輸出入</u> <u>14. フランチャイズチェーンシステムによるライセンス業務</u> <u>15. 債権の売買、売買の媒介、取次及びこれらの代理に係る業務</u> <u>16. 総合リース業</u> <u>17. 法人・個人の信用調査及び信用保証業務</u> <u>18. 貨物運送取扱事業</u> <u>19. 配送センターの管理運営業務</u> <u>20. 有価証券の投資、売買、保有及び運用</u> <u>21. ガス・電気小売事業の取次店業務</u> <u>22. 前各号に附帯する一切の事業</u>	
	1. 管工事業 2. 電気工事業 3. 建物、構築物の増改築及び住宅リフォーム 4. 住宅設備機器及びリビング用品の卸、販売 5. フランチャイズチェーンシステムによるライセンス業務	

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  
株式会社キンライサー

	6. ガス及び電力小売事業 7. 前各号に附帯する一切の事業 令和 3年10月29日変更 令和 3年11月11日登記	
発行可能株式総数	<u>2000株</u>	
	120万株	令和 3年 7月13日変更 ----- 令和 3年 7月28日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>225株</u>	令和 3年 5月21日変更 ----- 令和 3年 5月27日登記
	発行済株式の総数 <u>30万1000株</u>	
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>  令和 3年10月29日廃止 令和 3年11月11日登記	
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	株式を譲渡するには取締役会の承認を要する	
役員に関する事項	取締役 <u>森 崇 伸</u>	平成26年 9月29日重任 -----
	取締役 <u>森 崇 伸</u> ⑨	令和 3年10月29日重任 ----- 令和 3年11月11日登記
	取締役 <u>辻 美 恵 子</u>	平成26年 9月29日重任 ----- 令和 3年10月29日退任 ----- 令和 3年11月11日登記

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  
株式会社キンライサー

	取締役 <u>佐藤公治</u>	平成30年 4月24日就任
	取締役 <u>佐藤公治</u>	令和3年10月29日重任
		令和3年11月11日登記
	取締役 <u>田口昌宏</u>	令和3年10月29日就任
		令和3年11月11日登記
	大阪府豊中市緑丘三丁目29番15-816号 代表取締役 <u>森崇伸</u>	平成26年 9月29日重任
	大阪府豊中市緑丘三丁目29番15-816号 代表取締役 <u>森崇伸</u>	令和3年10月29日重任
		令和3年11月11日登記
	監査役 <u>遠藤和宏</u>	平成30年 4月24日就任
		令和3年10月29日退任
		令和3年11月11日登記
	監査役 <u>佐藤裕一</u>	令和2年 3月 1日就任
	監査役 <u>佐藤裕一</u>	令和3年11月11日社外監査役の登記
	監査役 <u>請川雅春</u>	令和3年 6月30日就任
		令和3年 7月 2日登記
	監査役 <u>東道佳代</u>	令和3年10月29日就任
	(社外監査役)	令和3年11月11日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  
株式会社キンライサー

	令和 3年10月29日設定 令和 3年11月11日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 令和 3年10月29日設定 令和 3年11月11日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 令和 3年10月29日設定 令和 3年11月11日登記
登記記録に関する事項	令和2年8月8日横浜市港北区新横浜三丁目20番8号から本店移転 令和 2年 8月13日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 4年 6月 7日

東京法務局港出張所  
登記官

佐 野 哲 也





株式会社 キンライサー  
定款

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社 キンライサーと称する。英文では、KINLISER Co., Ltd.と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 電気工事業
3. 建物、構築物の増改築及び住宅リフォーム
4. 住宅設備機器及びリビング用品の卸、販売
5. フランチャイズチェーンシステムによるライセンス業務
6. ガスおよび電力小売事業
7. 前各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

### (機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、120万株とする。

### (株券の発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項等の記載等の請求)

第10条 当会社の株式を取得した者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して請求しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項について同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第13条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受けた者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、株主総会の決議によって定める。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### (招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発する。

- ② 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長たる代表取締役が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は3名以上7名以内とする。

### (取締役の選任)

第22条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第24条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- ② 取締役会の決議により、代表取締役の中から1名を社長として選定する。ただし、代表取締役が1名の場合は、その者を社長とする。
- ③ 取締役会の決議により、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- ④ 社長は、当会社の業務を執行する。

### (取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (取締役会の決議等の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限

る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

- ② 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項を通知したときは、法令に別段の定めがある場合を除き、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事について、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、3名以上4名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第33条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關

する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会は各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録された株式質権者に対して、剩余金の配当を行うことができる。

- ② 剩余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。
- ③ 配当財産には利息をつけない。

附 則

制 定 平成30年7月30日  
改 定 令和3年10月29日

上記は、当社の現行定款に相違ございません。

令和4年7月1日

東京都港区虎ノ門1丁目3番1号

株式会社キンライサー

代表取締役 森 崇伸



第六〇〇一〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 神奈川県

氏名 鈴木忠男

昭和四十二年九月五日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



## 給水装置工事主任技術者証

免状番号 第60010号 | 氏名 鈴木 忠男



免状交付日	平成10年 7月22日
生年月日	昭和42年 9月 5日
本籍	神奈川県
研修修了日	2021/07/25 eラーニング研修
本証発行日	2021/08/01
有効期限	2026/08/31

厚生労働大臣指定機関 公益財団法人給水工事技術振興財團理事長

# 株式会社キンライサー 案内図

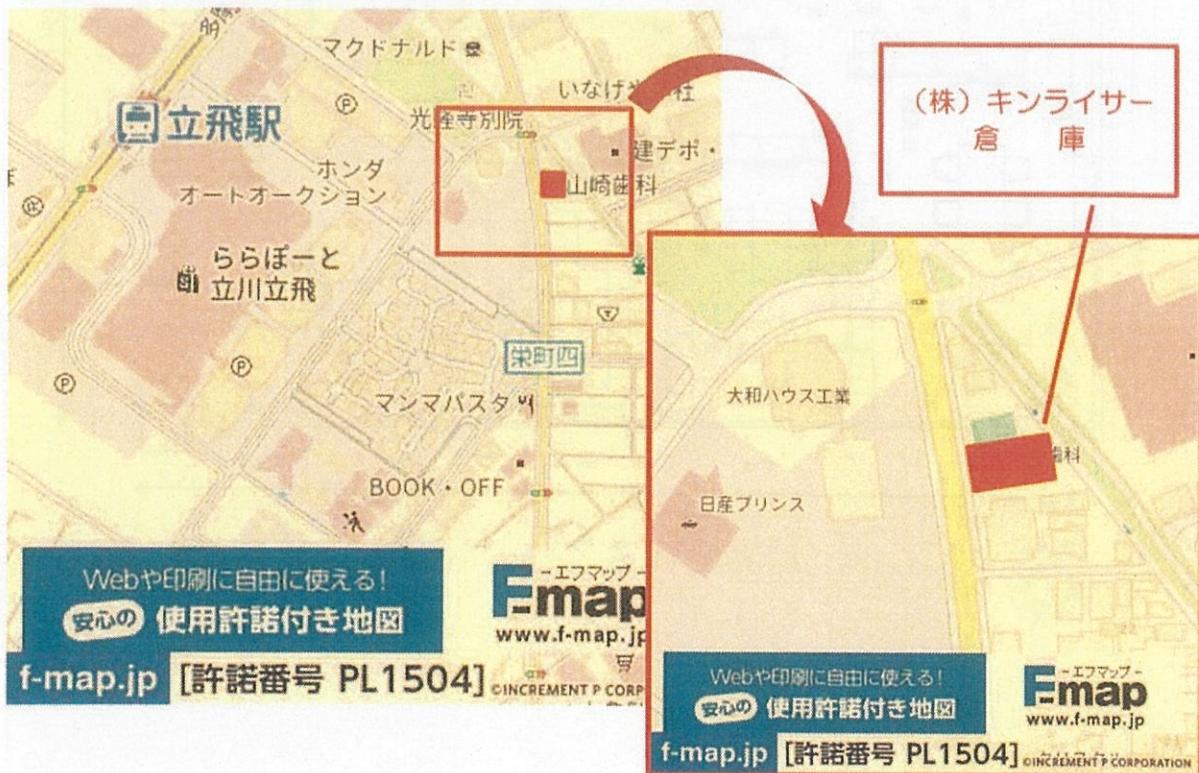
## 【給水装置工事の事業を行う事業所】

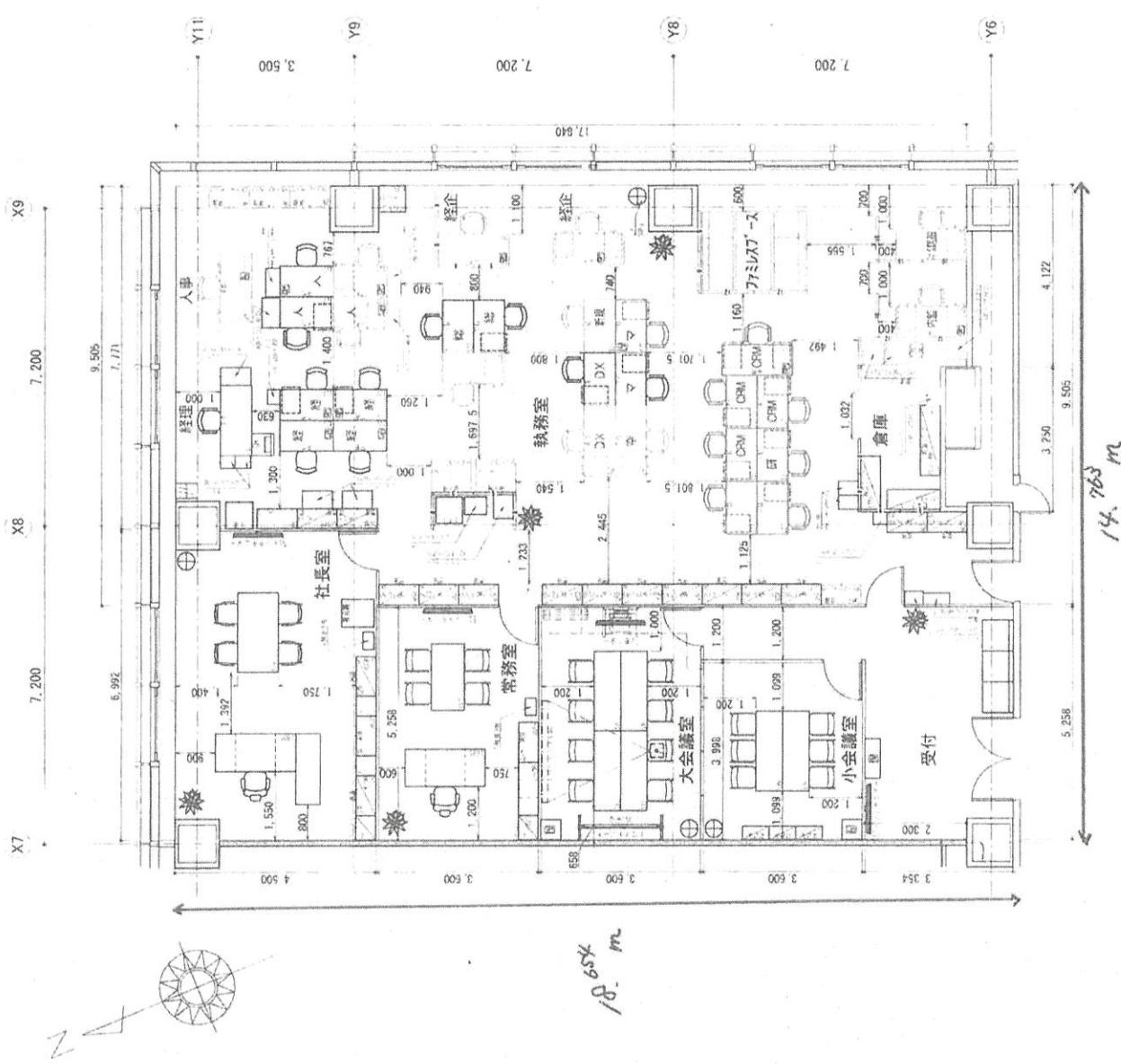
東京都港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア 12階



## 【機械器具の倉庫】

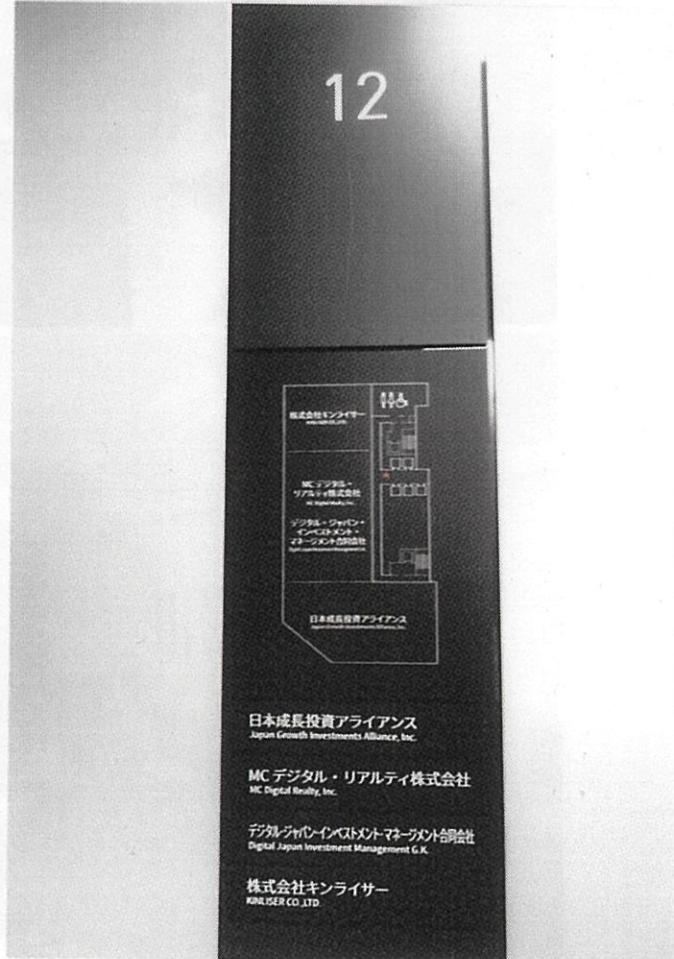
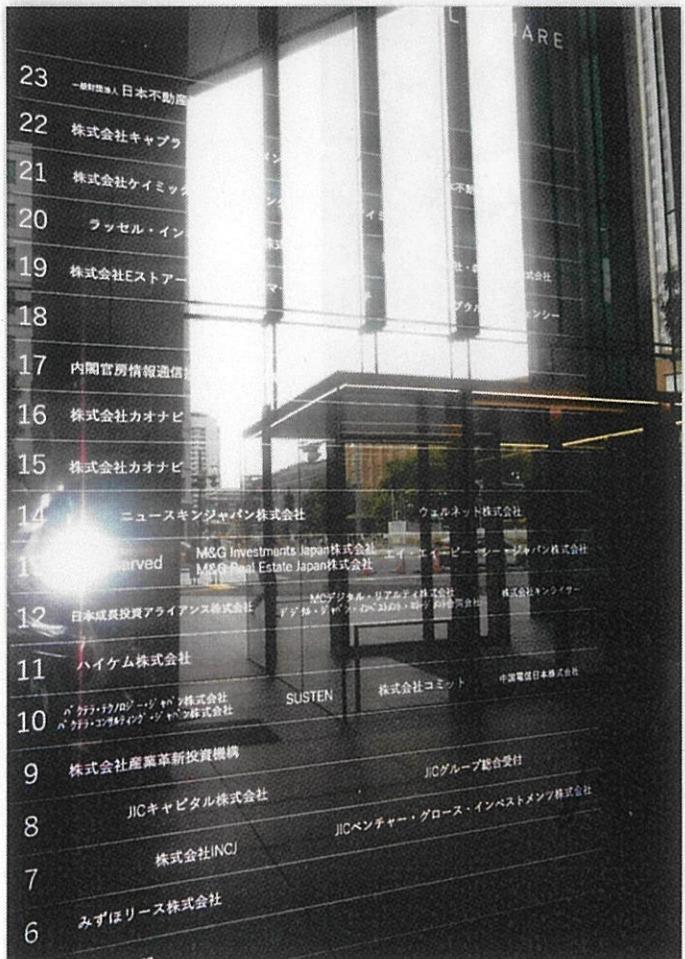
東京都立川市栄町4-23-13 シャトレ一石川 1階





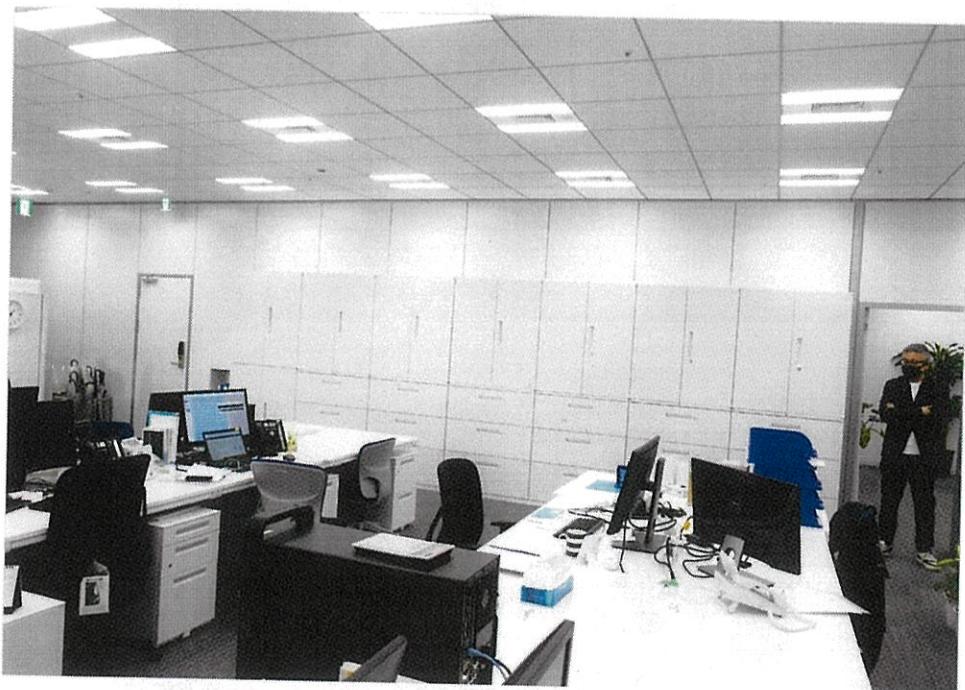
S=1 : 100

図アカウト









株式会社キンライサー 倉庫の写真（1／2）



株式会社キンライサー 倉庫の写真（2／2）



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ  
氏名又は名称 株式会社 キンライサー

住所 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

代表者氏名 フリガナ  
モリ タカノブ  
代表取締役 森 崇伸

電話番号 03-5157-2400

FAX番号 042-518-9669

メールアドレス [maie\\_j@kinliser.co.jp](mailto:maie_j@kinliser.co.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	磯城郡 水道企業団企業長	✓
18	高取町 水道事業管理者	✓
19	明日香村 水道事業管理者	✓
20	上牧町 水道事業管理者	✓
21	王寺町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
23	河合町 水道事業管理者	✓
24	吉野町 水道事業管理者	✓
25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 キンライサー  
住 所 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

代表者 氏名 代表取締役 森 崇伸

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出  
解任をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 キンライサー	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
鈴木 忠男	第60010号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第六〇〇一〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 神奈川県

氏名 鈴木忠男

昭和四十二年九月五日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



## 給水装置工事主任技術者証

免状番号 第60010号 氏名 鎌木 忠男



免状交付日 平成10年 7月22日  
生年月日 昭和42年 9月 5日  
本籍 神奈川県  
研修修了日 2021/07/25 eラーニング研修  
本証発行日 2021/08/01  
有効期限 2026/08/31

厚生労働大臣指定試験機関 公益財団法人給水工事技術振興財団理事長